

聯合又は全小組合會議に組合信義を無視して組合紛糾を公然と行つてある
評議會一派の存在する状態に於ては彼に各組合の紛争を斂束する結果のみを生ずる
ことは今日まで多くの経験の實證する所である。
故に吾が總同盟は指導精神並に運動方法に於て大體傾向を同じとする友誼団
体とよみの結核を圖り且つ其結成方法も現在の情勢より見て最も妥當なるものを探
らなければならぬ。
我等は右の方針に基りて今後積極的に具體的運動に移るべきことを義務ありと
信ずる。

(一) 勞働運動犠牲者救済に関する件 (大正聯合會提出) 可決
実行方法は各共黨部の中に細則を設け共黨部基金中から或は特別救済金
によりて救済することとする。

(二) 健康保険法中改正案提出の件 (大阪聯合會提出) 可決

理由

(一) 社会政策としての健康保険法の意義及びそれに対する我々の態度は一般的に決
定されてゐるのであるから、此処に於ては特に具體的の問題のみを問題として一般的
問題には觸れたいことにする。

(二) 現行健康保険法中改正若しくは添削すべき要項は大體次の五項であらう。
1. 官業労働者の特別扱に資する件
2. 工場法施行令に依る工場主の支給との競合に資する件
3. 費用負担額に資する件
4. 保険組合と労働組合との關係
5. 保険給付の額

(三) 以上の諸案を詳述するからば

1. 健康保険法第十二條及同施行令第七條第八條は官業共黨組合の給付は
健康保険法の給付に先行することを規定してゐるが、之れは事實上於て労働
者を健康保険法の適用外に置いたものであつて官業労働者に民間労働者
よりも優遇による条件を與へる採には表は兩者が一致出来ぬ様にしやうとする政府
の労働政策であることは疑ひない。我々は労働者の立場からかゝる差別的待遇